

# 高所作業車運転技能講習

## ご案内

青森労働局長登録教習機関（登録番号・第84号）

建設業労働災害防止協会 青森県支部

（略称：建災防）

労働安全衛生法第61条（就業制限）の規定により、作業床の高さが10メートル以上の高所作業車運転（道路上を走行させる運転を除く。）の業務については、都道府県労働局長の登録を受けた者が行う当該業務に係る技能講習を修了した者でなければ運転の業務に就くことができないことになっております。

当支部は、青森労働局長登録教習機関として、この技能講習を実施いたしますので、この機会を逃さず有資格者の充足を図られますようご案内いたします。



クローラ式



トラック式

### 1. 講習科目及び時間

#### (1) 学科講習

- ① 作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識（5時間）
- ② 原動機に関する知識（3時間）
- ③ 運転に必要な一般的事項に関する知識（2時間）
- ④ 関係法令（1時間）

#### (2) 実技講習

- ① 作業のための装置の操作（6時間）

## 2. 講習科目の受講一部免除

- (1) 移動式クレーン運転士免許を受けた者又は小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者。
- (2) 建設業法施行令に規定する建設機械施工技術検定に合格した者。
- (3) 大型特殊自動車免許を有する者、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者。
- (4) 次のいずれかの運転技能講習を修了した者。
  - ・ フォークリフト運転技能講習
  - ・ ショベルローダー等運転技能講習
  - ・ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習
  - ・ 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習
  - ・ 車両系建設機械（解体用）運転技能講習
  - ・ 不整地運搬車運転技能講習

## 3. 受講料

| 区 分              | 受講科目<br>時 間   | 計                                | 内 訳                                |                            |            |
|------------------|---|----------------------------------|------------------------------------|----------------------------|------------|
|                  |   |                                  | 受講料<br>(税込)                        | テキスト代<br>(税込)              | 修了証<br>送付料 |
| 一<br>部<br>免<br>除 | (1) 移動式クレーン運転士又は小型移動式クレーン運転技能講習修了者  | 学 科 ①④<br>6 時間<br>実 技 ①<br>6 時間  | 会 員<br>35,348 円<br>非会員<br>35,578 円 | 33,000 円                   |            |
|                  | (2) 建設機械施工技術検定  |                                  |                                    |                            |            |
|                  | (3) 大型特殊自動車免許、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許又は普通自動車免許を有する者  |                                  |                                    | 会 員<br>1,914 円             | 434 円      |
|                  | (4) 下記のいずれかの修了者<br>・ フォークリフト運転技能講習<br>・ ショベルローダー等運転技能講習<br>・ 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習<br>・ 車両系建設機械（基礎工事用）運転技能講習<br>・ 車両系建設機械（解体用）運転技能講習<br>・ 不整地運搬車運転技能講習 | 学 科 ①③④<br>8 時間<br>実 技 ①<br>6 時間 | 会 員<br>37,348 円<br>非会員<br>37,568 円 | 35,000 円<br>非会員<br>2,134 円 |            |

#### 4. 修了試験

【学科】12hコースの方は、1日目の講義終了後、1時間の筆記試験を行います。

14hコースの方は、2日目の講義終了後、1時間の筆記試験を行います。

【実技】基本操作・定められた方法による作業床の昇降等

#### コロナウイルス5類感染症移行後のマスク着用について

・マスクの着用は個人の判断に委ねます。

#### 5. 修了証

所定の科目を受講し、学科・実技双方の修了試験合格者には、1週間程で「高所作業車運転技能講習修了証」を送付いたします。

#### 6. 講習日時及び会場

【学科】12hコース（1日目のみ）・14hコース共

日 時：令和6年1月24日（水）～25日（木） 9：00～

会 場：青森県建設会館 6階「大会議室」（青森市安方二丁目9-13）

【実技】

日 時：令和6年1月26日（金） 8：30～

会 場：建災防青森県支部 実技教習所

十和田市大字伝法寺字大窪2-38（大窪企業団地内）

TEL 0176-28-3130

#### 7. 申込方法及び提出書類

(1) 受講申込書（所定の申込書に必要事項を記入の上、捺印のこと。）

(2) 写真1枚（胸上タテ3cm×ヨコ2.4cm、1年以内に撮影し無帽・無背景のものを申込書に貼付け下さい。）

(1)・(2)を郵送または窓口にてご提出ください。(FAX不可)

(3) 受講料（前納制です。当支部・実施分会の窓口か、現金書留にて納付すること。お振込みの場合は、申込書を送付する際に「〇月〇日振込」とメモすること。）

(4) 受講一部免除を受けようとする者は、有資格証の(写)を申込書裏面に貼付けすること。

(5) 申込書により旧姓等の併記の希望する方は、旧姓を使用した氏名又は通称を確認できる書類を添付すること。

#### 窓口へ来所の方へ

お支払いの際はお釣りの無いようにお願いいたします。

## お振込み

青森銀行 新町支店 普通 3071963

建設業労働災害防止協会 青森県支部

※領収書につきましては、お振込票をもちまして領収書に替えさせていただきます。

別途、領収書・インボイスを必要な方は、当日受付にお申し出ください。

## 受講票の送付について

お振込にてお申込みの方には、お振込み確認後に受講票をFAXいたします。

現金書留にてお申込みの方には、受講票を領収書と一緒に郵送いたします。

## 8. 受講定員及び締切り

1回あたりの受講定員は30名以内とし、講習開始の一週間前までにお申込みください。又、締切日以前であっても定員に達した場合は、受付を締切りますのでご了承ください。受講定員に満たない場合は延期又は中止することもあります。

## 9. その他

(1) 受講当日は、必ず筆記用具を持参してください。

**実技講習においては、フルハーネス型安全帯、安全帽、作業服、軍手、安全靴(長靴可)を各自準備すること。(安全帽については、現地に備えてありますが、フルハーネス型安全帯は貸出数に限りがあるのでお申込み時にお申し出ください。)**

(2) 開講1週間前の取消し又は欠席した場合は、受講料等はお返しいたしません。

(3) 受講申込書は、支部及び各地区の分会又は当支部ホームページにて入手できます。  
建災防 青森県支部 (<https://www.ao-kensaibou.com/>)

(4) 講習の日時及び会場については、お間違いのないようご注意ください。

(5) 受講当日は、時間厳守といたします。

※業務規程により受講時間が定められていますので、遅刻・途中退席された方や講義中の居眠り・携帯電話の操作等は講義の妨げとなることから、受講若しくは修了試験を受験できません。

(6) 講習では当会館駐車場は利用できませんので、近隣の有料駐車場をご利用ください。(自己負担となります。)

なお、近隣有料駐車場が満車の場合もございますので時間に余裕をもってお越しください。向かいのコンビニへの無断駐車は禁止です。

実技教習所の駐車場については、十分確保できていますのでご利用ください。

10. お問い合わせ先・申込み先

◆建設業労働災害防止協会 青森県支部

〒030-0803 青森市安方二丁目9-13 青森県建設会館1F

TEL 017-773-6200 FAX017-773-6201

